

議案第8号 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年3月2日提出

発議者 久喜市議会議員

杉 野 修
渡 辺 昌 代
石 田 利 春
平 間 益 美

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

(別紙)

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算に対する修正案

議案第8号 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算を次のとおり修正する。

第1条第2項で定める「第1表歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

単位:千円

款	項	原案の金額	修正案の金額
1 国民健康保険税		2,851,250	2,802,492
	1 国民健康保険税	2,851,250	2,802,492
6 繰入金		1,324,896	1,373,654
	1 一般会計繰入金	954,030	1,002,788
歳入合計		15,754,000	15,754,000

提案理由

消費税10%への増税に加えコロナ感染拡大と物価高など、日本経済と個人の暮らしに大きな打撃を与えています。これまでの生活が一層厳しくなり、減免を受けた方も増加しています。これまでの相次ぐ社会保障費の自然増分の削減、年金削減は現状に追い打ちをかけています。そのような中でも新たな国庫補助の拡大はされていないことがわかりました。

久喜市においてもこのような中、賦課限度額の値上げをしてきました。一般会計からの法定外繰り入れはペナルティ分を除いてゼロにしています。所得に占める国民健康保険税は「協会けんぽ」などと比較をすれば、国民健康保険税の高すぎる実態は明らかです。市民は国民健康保険税の引き下げを切に願っています。

国は、令和4年度によりやく未就学児の均等割額の半額公費負担を始めます。このことは、国保税の引き下げが必要と認めたもので、1歩前進と捉えることができますが十分な対応とは言えません。久喜市の市民の命と健康を守り、子育てを支援する立場から国民健康保険加入者の負担軽減を図るべきです。

予算修正案は、子どもの均等割額を0歳から18歳まで、1,999人分を減免するものです。財源は一般会計から繰り入れます。対応額は48,758千円となります。